

# グループ全体のガバナンスの推進

WEB より詳しい情報はサステナビリティサイトへ

リンテック ガバナンス報告

検索



## リンテックグループの考え

リンテックグループは、法令遵守を徹底し、経営の透明性と企業倫理の意識を高め、迅速な意思決定と効率的な業務執行をしていくことが、コーポレートガバナンスの基本だと考えています。その充実・強化を通じて、リンテックグループの企業価値および株主共同利益のさらなる向上を目指します。

## コーポレートガバナンス体制

リンテックでは、機関設計\*1として監査等委員会設置会社\*2を選択しており、監査等委員である取締役を置くことで取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図っています。なお、取締役は12人であり、うち3人が監査等委員である取締役です。当社の社外取締役は5人(男性:3人、女性:2人)で、うち4人(男性:2人、女性:2人)が独立社外取締役、うち2人(男性:1人、女性:1人)が監査等委員である取締役となっています。

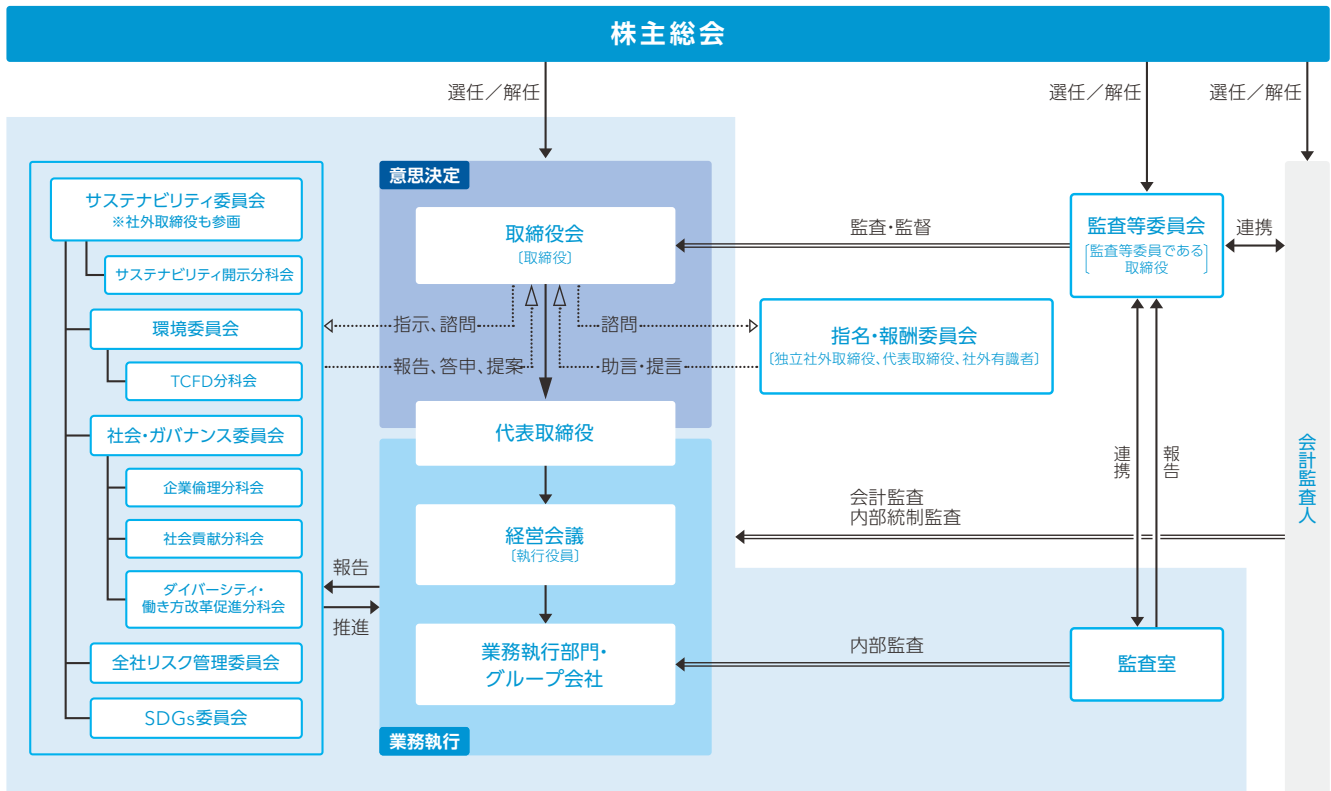
このほか、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会(委員は独立社外取締役全員および代表取締役全員なら

びに社外有識者とし、過半数を独立社外取締役としたうえで、委員長を独立社外取締役の中から選任)」を設置しており、役員の報酬・人事の妥当性の確認およびコーポレートガバナンス全般に関する意見形成・提言などを行っています。なお、取締役の年齢構成は70代が2人、60代が7人、50代が3人となっています。

## コーポレートガバナンス・コード\*3への対応

リンテックでは、コーポレートガバナンス・コードを遵守しています。これまで同コードを参考に、取締役会実効性評価によるPDCAの実施、指名・報酬委員会設置などの取り組みを積み重ねてきました。

### ■ コーポレートガバナンス体制



2023年4月1日現在

\*1 機関設計：株式会社の意思決定や運営などを行う「機関」（株主総会、取締役会など）の構成を決めること。

\*2 監査等委員会設置会社：監査等委員として選任された取締役3人以上（過半数は社外取締役）で構成する監査等委員会が取締役の業務執行を監査・監督する株式会社。

\*3 コーポレートガバナンス・コード：コーポレートガバナンスの強化を図り、上場企業が守るべき行動規範の主要な原則を取りまとめたもの。

## ■ コーポレートガバナンス強化の取り組み

年度	取り組み
2004年	<ul style="list-style-type: none"> <li>初めて社外取締役を選任</li> </ul>
2006年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「監査室」を新設</li> <li>役員報酬制度を改革（「退職慰労金」廃止、「株式報酬型ストックオプション」導入）</li> <li>「評価報酬諮問会議」を新設（役員報酬の妥当性を確認する会議体）</li> </ul>
2008年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「CSR推進室」を新設</li> <li>社外取締役が2人体制に</li> </ul>
2011年	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行役員制度を導入し、取締役を大幅減員（18人→10人）</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「監査等委員会設置会社」へ移行（以前は「監査役会設置会社」）</li> <li>取締役16人体制（監査等委員である取締役4人を含む）となり、うち4人が社外取締役</li> <li>「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を全て遵守・実施</li> </ul>
2018年	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員報酬制度を改革（役員の自社株保有促進のため、長期インセンティブ報酬を「株式報酬型ストックオプション」から「議決制限付株式」に変更）</li> <li>「大規模買付ルール」（いわゆる「買収防衛策」）を廃止</li> <li>取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする「コーポレートガバナンス委員会」を新設（独立社外取締役2人および代表取締役1人で構成し、役員の報酬・人事に関し妥当性を確認する委員会。これに伴い「評価報酬諮問会議」は解消）</li> </ul>
2021年	<ul style="list-style-type: none"> <li>社外取締役が5人体制に</li> <li>独立社外取締役比率が1/3（12人中4人）に</li> <li>「コーポレートガバナンス委員会」の構成・機能を拡充。委員は独立社外取締役全員および代表取締役全員ならびに社外有識者とし、過半数を独立社外取締役としたうえで、委員長を独立社外取締役の中から選任。役員指名および報酬の妥当性を確認し、コーポレートガバナンス全般に関する意見形成、助言・提言なども行う</li> <li>「コーポレートガバナンス委員会」を「指名・報酬委員会」に改称</li> </ul>

## リスク管理

リンテックでは、リスク管理体制強化のため、2018年4月に本部長と社長直轄組織の室長からなる全社リスク管理委員会を設置し、定期的に委員会を開催しています。

2021年4月にサステナビリティ推進の体制が刷新・強化され、本委員会の目的を「事業におけるリスクと機会の把握、対応方針策定、職制への落とし込みおよび検証」と、明確にされました。

本委員会へのインプットは、主に各委員が持ち寄る議題と年1回の管理職などを対象としたリスク洗い出しであり、委員会の状況はサステナビリティ委員会および取締役会へ四半期ごとに報告され、情報を共有し、指示を受けています。

## 経営層および従業員への法務教育

リンテックでは、企業法務の理解促進に向け、取締役およ

び執行役員を対象とした経営層向け法務研修を実施しています。2022年度は、9月に「最近の法務トピックス（株主総会の議決権行使状況等）」、12月に「ディスクロージャーに関する最新動向（サステナビリティ情報開示等）」のテーマで開催しました。

従業員に対しては、営業職を対象とした法務研修を2018年度から継続的に実施しているほか、新任管理職や新任監督職を対象とした毎年の階層別集合研修の中に法務講座を取り入れています。また、直近の法改正の説明や違反事例の紹介などタイムリーな法務関連情報を幅広く発信する「リーガルニュース」を年6回発行しています。

これらの研修や情報発信を通じ、日常の事業活動に潜む「法的リスク」への感度を向上させ、リスクの早期発見・対応が可能な風土作りを目指しています。

## ■ 2022年度法務研修

実施月	対象	内容
2022年8月	各工場、営業拠点	下請法説明会
2022年9月	取締役および執行役員	経営層向け法務研修
2022年10月	新任管理職	管理職として知っておくべき法的リスク
2022年11月	新任監督職	監督職として知っておくべき法的リスク
2022年6月～11月	営業職	営業職向け法務研修（全6回）
2022年12月	取締役および執行役員	ディスクロージャーに関する最新動向

## 相談窓口の設置

リンテックグループでは、重大な法令違反・倫理違反を発見した際に、不利益を受けることなく通報できる窓口として、ヘルプライン（内部通報制度）を設けています。窓口には第三者機関である弁護士が加わっており、通報者とその内容が保護されたまま、迅速な調査が行える体制を整えています。ヘルプラインについては、行動規範ガイドラインに利用方法を掲載し、グループ全体での周知を図っています。

また、職場環境の改善を図るための「ハラスメント相談窓口」も設置しています。これは臨床心理士などの専門家に社員が直接相談をすることができ、専門家と人事部とのタイアップにより、ハラスメントなどの職場での問題の解決を目指す仕組みです。

# グループ全体のガバナンスの推進

WEB より詳しい情報はサステナビリティサイトへ

リンテック ガバナンス報告

検索



## 人権・労働に関するグローバル調査

リンテックグループでは、グループ全社を対象に、人権および労働に関する実態調査を年1回実施しています。調査項目は、法対応や差別の撤廃、人権尊重、児童労働の禁止、強制労働の禁止、賃金、労働時間、従業員との対話・協議、安全・健康な労働環境、人材育成など多岐にわたります。2023年2月にも調査を実施<sup>★</sup>し、各国・各地域での法令遵守はもちろん、リンテックグループの行動規範が理解され、基本的人権が尊重された安全で健康な労働環境が確保されていることを確認しました。

今後も年1回定期的に調査を行い、実態把握とその改善に活用していきます。

## 情報セキュリティー

リンテックでは「情報セキュリティー管理規程」を策定するとともに、毎年「情報セキュリティー運用細則兼内部監査チェックリスト」に基づき、各部署で自己チェックを実施しています。2021年から情報セキュリティー自己監査を実施し、情報管理に関する従業員の理解促進と意識向上に努めています。

また、不適切投稿などが社会問題となっている状況から、社内での情報管理ルールの徹底を図るだけでなく、個人でSNSを使用する際の注意事項なども含めた総合的な教育を行っています。

## りんりかわら版による倫理観の醸成

2006年度よりスタートした「りんりかわら版」は、従業員に求められる倫理観や行動規範を解説つきの川柳にし、イントラネットを通じて、分かりやすく浸透を図る取り組みです。これらの川柳を隔年で小冊子「りんりかわら版 守ってマスカ!?!」にまとめ、行動規範の遵守および倫理観の醸成に役立てるとともに、お客様やお取引先にも紹介しています。

2023年3月には「りんりかわら版 守ってマスカ!?! vol.13」を発行し国内グループ全従業員に配付しました。3代目のマ



ナーパトリール犬「メブキ」ちゃんも登場し“企業倫理をもっとやさしく、もっと身近に”をコンセプトに発行しています。

## 独占禁止法の遵守／汚職、贈収賄の防止

リンテックでは、2013年に独占禁止法遵守マニュアルを作成し、営業部門の社員に配付しているほか、営業職法務研修で「カルテル」や「再販売価格拘束」などに関する他社の違反事例を題材にした教育を実施しています。

2019年12月に、この独占禁止法遵守マニュアルを全面改定した「独占禁止法・下請法遵守マニュアル」を発行し、グループ会社を含む管理職などに配付しました。

また、2020年3月には、日常の業務遂行の中に潜む法的リスクについて解説した「べからず集」を作成しました。

汚職、贈収賄の防止については、従業員に配付した冊子「行動規範ガイドライン」にその重要性を記載し、意識啓発を行っています。

## 行動規範ガイドラインによる意識啓発

リンテックグループでは、従業員の行動規範を記載した小冊子「行動規範ガイドライン」を発行し、一人ひとりの意識啓発に努めています。海外の従業員も同じ意識で行動できるよう7言語に翻訳し、全従業員に配付しています。さらにこの「行動規範ガイドライン」を使用したCSR勉強会を実施しています。



## 全社BCMS\*1の構築

リンテックおよび東京リンテック加工(株)、リンテック・スペシャリティー・フィルムズ(台湾)社は、地震をはじめとするさまざまな災害発生時に、人的被害を最小限にとどめ、早期に事業を再開できるよう、BCP策定に取り組んでいます。2014年3月にISO22301\*2の認証を取得し、BCPを維持・改善するためにBCMSを運用しています。

今後も演習を繰り返しながら、全従業員へBCMSの浸透を図り、活動の活性化と充実に努めていきます。

## BCMS演習

各拠点の従業員が自ら演習内容を企画し、拠点ごとに事業内容や拠点の特性に応じた演習を実施しています。各拠点の演習内容は、社内イントラネットを通じて全社的に共有しています。

### ■ 2022年度の実施回数

拠点数	27
回数	482



防災訓練 2022年6月吾妻工場



緊急事態発生避難演習 2022年10月龍野工場

\*1 BCMS : Business Continuity Management System (事業継続マネジメントシステム)の略称。企業の重要な製品またはサービスに重大な影響を与えるインシデント発生の際に「事業を継続」するため、組織の現状を理解して事業継続計画を策定し、演習により計画の実効性評価を行い、システムを運用するマネジメント手法。

## 他拠点間とのBCMS共同演習

2022年11月、リンテック株式会社 新宮事業所 新居浜加工所と当社で衛星電話での通話演習を行いました。当社より11人、新居浜加工所から8人が参加しました。固定電話と衛星電話の通話や衛星電話間の通話など多様な通信手段で通信確認を行い、全て問題なく通信できることを確認しました。台湾と日本の従業員同士がコミュニケーションを図る良い機会にもなりました。今後もより多くの従業員が演習に参加し、緊急時には速やかに日本と連絡を取れるよう訓練を継続します。



衛星電話での通話演習のようす

リンテック・スペシャリティー・フィルムズ(台湾)社

蔡 清祥  
(サイ セイショウ)



\*2 ISO22301 : 地震や火災、ITシステム障害や金融危機、取引先の倒産、あるいはパンデミックなど、災害や事故、事件などに備えて、さまざまな企業や組織が対策を立案し、効率的かつ効果的に対応するためのBCMSの国際規格。